

事業継続支援（宿泊先確保）事業補助金 Q&A

Q 1 全ての施設職員が対象となるか？

A 1 入所者に対し直接的、あるいは間接的にサービスを提供している職員が対象であり、一般的な受付事務等を行う事務職員等は対象外となります。

(具体例)

直接的なサービス…介護や生活援助、児童養護等に従事している職員
間接的なサービス…食事調理、施設の清掃等に従事している職員

Q 2 単身者は対象にならないか？

A 2 自宅内での感染リスクがない単身者は対象とはなりませんが、施設住み込み職員で、施設入所者への感染拡大が懸念されるといった場合は対象として差し支えありません。

Q 3 「基礎疾患を有する家族等」には、どういった方が含まれるか？

A 3 新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するおそれがあるとされている基礎疾患をもつ方や、高齢者、ワクチン接種対象外となっている子供、その他感染不安のある家族が含まれます。

Q 4 自宅に濃厚接触者がいるためホテルを利用したいという職員がいるが、対象となるか？

A 4 対象となります。

Q 5 対象施設があらかじめ契約等により宿泊施設を指定していることが補助条件となっているが、口頭での予約も対象となるか？

A 5 対象となります。

Q 6 朝食込みの料金の場合など、個人に帰属させることが困難な場合の取扱は？

A 6 宿泊料金として一体的に設定され、社会通念に照らし宿泊に附随する軽度なサービスと考えられる場合は、宿泊料金として取り扱うことは可能と考えます。領収書等に食事代と記載があり、宿泊料金と区分が可能な場合には、食事代は対象経費とはなりません。

Q 7 1施設あたりで借り上げられる部屋数の上限はあるか？

A 7 各施設において対象者は限定されると考えますので、対象者の規模等に応じて適正な確保をお願いします。

なお、補助金の交付にあたっては、実績報告書等を審査した上で金額を確定します。対象者数と比較し過度な確保を行っているなど、実施要綱及び補助金交付要綱の規定に照らして不適切と判断された場合には、補助金を返還いただくことがあります。

Q 8 通常のアパートを借りた場合、賃料とは別に敷金、共益費、管理費が必要な場合があるが、当該物件を賃貸するために必須の費用であるから対象となるか？

A 8 1人1泊当たり8,000円という補助基準額の範囲内で対象となります。

Q 9 通常のアパートを借りた場合、賃料等とは別に光熱水費を負担することになるが、当該物件を賃貸するために必須の費用ではないから対象としない方向でよいか？同様に消耗品、備品等は対象外経費との整理でよいか？

A 9 アパート等については、賃料等の物件を賃貸するための必須の費用が補助対象となり、生活に必要な光熱水費、消耗品等の経費は対象外となります。

ただし、家具や光熱水費が含まれた賃料が一体的に設定されているウィークリーマンション等については、その賃料すべてを補助基準額の範囲内で対象として差し支えありません。

Q 1 0 複数人が同部屋を活用することは可能か？

A 1 0 感染拡大防止のための事業であり、複数人での個室使用は対象となりません。

Q 1 1 実際に毎日、宿泊先を活用しない可能性があり、例えばホテルの一室を借り続けることや、臨時的にアパートを借上げる場合であっても、借上げている事実が確認できれば補助対象経費として認めてよいか？

A 1 1 対象者数等に照らし、適切な規模を勘案いただいた上で各施設の事業継続に必要な範囲で宿泊場所を確保した場合、補助対象となります。

宿泊場所を確保したにも関わらず、利用日数が極端に少ないといった状況が見られる場合には、感染状況も考慮の上、契約変更及び変更交付申請をお願いします。

(なお、電話により宿泊を当日予約するといったケースも補助対象となります。必ずしもあらかじめ、一定期間宿泊場所を確保する必要はありませんので、利用実態に応じた対応をお願いします。)